

安城市商業プロモーション映像制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

安城市商業プロモーション映像制作業務

(2) 業務場所

安城市内

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年2月26日（金曜日）まで

(5) 提案上限額

2,550,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- (1) 二次審査実施日までに安城市入札参加資格者名簿（委託）に掲載されていること。
- (2) 公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 本業務と同種・同等の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (5) 未納の税金がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (7) 公告の日から、開札の日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 日程

日程は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

- (1) プロポーザル公告 4月1日(水曜日)
- (2) 質問提出期限 4月15日(水曜日) 午後5時
- (3) 企画提案書等提出期限 4月30日(木曜日) 午後5時
- (4) 一次審査(書類審査) 5月8日(金曜日)
- (5) 一次審査の結果通知及び二次審査の詳細通知 5月12日(火曜日)
- (6) 二次審査(プレゼンテーション) 5月19日(火曜日)
- (7) 二次審査結果の通知 5月29日(金曜日)
- (8) 受注業者と企画提案書等に係る協議・見積依頼・契約締結 6月上旬

4 質問及び回答

(1) 提出方法

下記提出先に記載のメールアドレスあてに質問票(様式6)を電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和2年4月15日(水曜日) 午後5時まで

(3) 回答方法

質問者の名称等を伏せた上で、令和2年4月22日(水曜日)までに、回答を安城市ホームページ(本実施要領が掲載されているページ)にて公表する。

(4) 提出先

安城市産業環境部商工課商業観光係

メールアドレス shoko@city.anjo.lg.jp

5 応募手続き

(1) 提出方法

持参又は郵送。持参による提出の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする

(2) 提出期限

令和2年4月30日(木曜日) **【必着】**

(3) 提出書類等

	名称	部数	備考
1	参加表明書(様式1)	1部	

2	会社概要（様式2）	1部	
3	類似業務実績一覧（様式3）	1部	
4	上記の作品が収録されたDVD	1部	3作品以内
5	業務実施体制図（様式4）	1部	
6	業務従事者一覧（様式5）	1部	
7	納税証明書	1部	法人税、消費税、法人事業税の直近1年分（非課税の場合はそれを証明するもの）の原本。※税務署で発行
8	企画提案書	8部	構成については下記参照
9	見積書（税込）	1部	様式7に従い作成。採用後は、企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。

(4) 提出先

安城市産業環境部商工課商業観光係（市役所北庁舎2階）

〒446-8501 安城市桜町18番23号

6 企画提案書の構成（様式任意・A4判）

企画提案書の様式は任意でA4判とし、以下の内容を記載するものとする。

(1) 映像本編について

ア 基本コンセプト

イ 内容やストーリー、本数（話数）、長さ（尺）

ウ その他、話題性の創出方法、ターゲットへのリーチ方法など

(2) 30秒ダイジェスト版映像について

ア 内容やストーリー

イ 絵コンテ（写真も可）

ウ 本編の視聴に繋げる演出方法

(3) 動画の広告手段について

動画の広告効果について目標値を設定すること

(4) 事業スケジュールについて

(5) その他、本映像の撮影や使用に関する提案

(6) 企画提案書の表紙

業者名、所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。

7 一次審査（書類審査）

応募者が6者を越える場合、書類審査を実施し、上位5者程度を二次審査（プレゼンテーション）対象として選定する。審査基準は提出書類のみで二次審査と同等の基準で評価する。

8 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和2年5月19日（火）午前9時から午後5時のうち指定する時間

(2) 場所

安城市役所（詳細は別途通知する）

(3) 提案説明

提出済みの企画提案書を元に説明を行う。

(4) 発表時間

ア 準備 10分以内

イ 注意事項 5分以内

ウ プレゼンテーション 20分以内

エ 質疑応答 15分以内

オ 片付け 10分以内

(5) 説明者及び出席者

説明を行う者は、本業務を実際に行う担当者を主とする。出席者は5名以内とする。

(6) 留意事項

ア 二次審査は選定委員、事務局職員を除き、非公開で実施する。

イ 質疑に対する応答は、原則として二次審査内で応答し、持ち帰りはしないようにすること。

ウ 企画提案書とは別にパワーポイントやDVD等を用いて映像を取り入れた説明をしてもよい。

エ ホワイトボード及びスクリーン（150インチ）は事務局が用意するが、パソコン、プロジェクター等その他機器については、必要に応じて各参加者

が用意すること。

オ プレゼンテーションについては、パワーポイントを用いて説明しても良いが、説明に用いたパワーポイントはプレゼンテーション後に提出するものとする。

(7) 最適提案者の選定

提出された企画提案書及び二次審査におけるプレゼンテーションについて、選定委員が審査を実施する。

ア 「別表 企画提案書の評価」について、評価項目ごとに選定委員が企画提案書及び二次審査の発表内容にて審査を行う。

イ 二次審査後の選定委員会にて、各選定委員の「別表 企画提案書の評価」の点数の合計が高いものから順位をつけ、第1位と判定した委員を多く獲得した者を最適提案者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。

ウ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を最適提案者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を最適提案者とする。

エ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、「見積額」の低い者を上位とする。ただし、「見積額」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

オ 各個別の項目において、著しく低い点数がある場合は、最適提案者、次点者とはならないものとする。

カ 提案者が1者の場合であっても審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該提案者を最適提案者とする。

別表 企画提案書の評価

区分	審査項目	審査の視点	配点
基本方針	業務の基本方針	本業務の内容及び目的を十分に理解しているか。	10点
業務実績	業務実績	PR動画等の受注実績	5点
人員体制	業務遂行力	業務推進体制及び業務担当	5点

		者が明確になっており、本業務を着実に遂行できる人員体制となっているか	
提案内容	独自性・話題性	前例にとらわれず、斬新で独創的かつ話題性があり、視聴者の興味を惹くような内容になっているか	20点
	表現力	本市の特性・地域性を踏まえ、魅力を発信できるものになっているか	10点
	リーチ方法	動画がターゲットへの的確に届くような内容、広告手段となっているか	20点
	ストーリー性	撮影にあたり関係者が巻き込める内容になっているか	10点
価格	価格評価	計算式 最低見積価格/当該業者の見積価格×20点(合計100点中)	20点
合 計			100点

(8) 審査結果の通知

審査終了後、選定結果を市ホームページ及び個別に通知するものとする。

9 選定委員会

受注業者の決定は、産業環境部長を委員長とする選定委員会において行う。

10 契約

(1) 本プロポーザルにより最適提案者として選定された者と契約協議の上、提案上限額の範囲内で委託契約を締結する。ただし、最適提案者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないと

きは、次点者と契約協議を行うものとする。

- (2) 委託契約締結に当たり、安城市と協議の上、仕様書の確定を行うものとする。なお、仕様書の内容は、「仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとする。

1 1 その他

- (1) 企画提案書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては受けないこととする。
- (4) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (5) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退をする場合は、辞退届(様式8)を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。
- (6) 郵送により書類等を提出する場合、書類の送達等を含めた全ての内容について、参加者の責任とし、安城市は責任を負わないものとする。
- (7) 再委託は原則禁止とする。ただし、請負業務の一部であって、かつ書面により事前に申請し承諾を得た場合は、この限りではない。

1 2 連絡先

安城市産業環境部商工課商業観光係

- ・ 住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号
- ・ 電 話 0566-71-2235 (直通)
- ・ F A X 0566-76-1184
- ・ E - m a i l shoko@city.anjo.lg.jp